



(1) 平成 27 年寄附金収入の実績

平成 27 年度確定申告の受付が始まっておりますが、当法人に対する寄附金は寄附金等の特別控除の対象となりますので、申告および申告書に 1 月末お送りした「寄附金受領証明書」を添付することをお忘れにならないようご注意ください。

証明書作成に当たり、寄附金収入実績の推移をまとめましたので、以下ご報告します。

寄附者一人当たりの 寄附金額	寄附者数		
	H 2 5 年	H 2 6 年	H 2 7 年
～5,000 円	1 5 2	1 2 8	1 2 0
5,000 円～10,000 円	5 7	9 1	1 3 7
10,000 円～50,000 円	3 5	9 1	2 2 6
50,000 円～100,000 円	1	9	1 7
100,000 円～	3	7	1 4
合 計	2 4 8	3 2 6	5 1 4

寄附金額 合計 (千円)	2, 5 2 7	6, 2 8 0	9, 7 9 9
(うち 一般寄附金)	(1, 9 2 7)	(2, 5 1 5)	(3, 5 5 0)
(うち使途特定の受託寄附)	(6 0 0)	(3, 7 6 5)	(1, 5 5 0)

注：H 2 5 年は、認定法人となった 2 月 1 8 日から 1 2 月 3 1 日の期間の実績

平成 27 年の実績は、ネパール地震救援寄附金 4,699 千円を含んでおりますが、地震救援金と受託寄附金を除いたいわゆる一般寄附金が年々着実に増額していることは大変喜ばしいことです。

会員の皆さま並びに「食卓の貯金箱」募金にご協力をいただいた方々の温かいご支援のお陰と、改めて感謝申し上げます。

(2) カレンダー販売事業の収支およびその使途

当法人の初めての試みとして 2016 年カレンダー「ネパールの笑顔」を制作、印刷した 1000 部を完売したことはにゅーす No. 93(15 年 12 月号)でご報告いたしました。カレンダーの企画・構成者、写真の撮影者に無料でのご支援いただいたお陰で、支出は印刷代と送料のみとなり、425 千円の収益をあげることができました。

この収益金は、ネパール地震被災地救援のための資金として、来年度の事業計画の中に組入れ、支援していく予定です。

(3) 第 13 次ネパールツアー参加者決定

募集しておりました第 13 次ネパールツアーには、初参加の方 3 名を含め 5 名が参加して、3 月 13 日から 22 日の予定で実施することが決定しました。今回は、4 教室の増築が完成したブッシュルダダ校、地震の被害で校舎の一部が使用できなくなっているジャナヒット校に加え、カリカ幼児教室とジャナカラヤン校を表敬訪問する予定です。

(4) ネパール・インド国境封鎖の解除

昨年9月20日に公布されたネパール2015年憲法に対して、社会的マイノリティ集団、とりわけタライ地域のマデシなどが自分達の権利が認められていないということで、反政府・反憲法行動を起こし、9月24日からインドとの主要交易拠点ビルガンジ(Birgunj)で座り込み、道路封鎖を行ったため、燃料、医薬品などの生活物資の流入が止まり、ネパール市民の日常生活に深刻な影響を与えたことはOKバジからのご報告や新聞報道でご承知のことと存じます。1月23日に代議院議員の選挙区割りに人口比例配分を考慮すること、公的機関への比例的参加を認める憲法改正案が可決されたことで、道路封鎖は取りあえず解除され、生活物資は正常に流れ始めました。

マデシらの抗議行動の背景には歴史的経緯があり、以下簡略な説明ですが、問題の複雑さと完全解決に至る道は非常に厳しいことをご理解いただければ幸いです。

まず、そもそもマデシとは、特定の民族の名前ではなくタライ（ネパール語ではマデス）地域に住む人々の総称で、その中には古くから居住していたタルー人、インドから移住あるいは1816年の東インド会社とのスガウリ講和条約でイギリスに割譲され、後にネパールに返還されたタライ地域や、1857～1859年のセポイの乱後にネパールの領有権が認められたタライ地域に住んでいて否応なしにネパール王国の住民となったインド系の人、そして山間部から移住してきた人などが含まれ、ネパール総人口の48%を占める大集団です。

しかし、ネパールの支配層を占める山間部の人びと（バハディ）は、マデシは貧しく、教育水準も低い、二流市民として、低カーストあるいはアウトカーストに位置付けています。その結果、政治的、社会的、文化的に差別的な扱いを受けてきました。例えば70年代にはマデシを通じてインドの影響力が高まるのを恐れた国王は政府や軍の主要ポストからマデシを排除、市民権取得も困難にしました。また、1950年代半ばまで、マデシはカトマンズに入るには政府からの許可を得なければなりません。

06年の民主化運動（国王主権→国民主権、議会の復活容認）の後でもマデシの権利拡大要求は無視され、一部のマデシ勢力は武装闘争を激化したため、新憲法制定まで担う暫定政権は、マデシ勢力と2007年には包摂民主主義(Inclusive Democracy)国家へ再構築、社会的マイノリティ（マデシ、先住諸民族、ダリット、女性など）の公的機関への比例的参加、自治権を有する州からなる連邦制への移行、市民権取得の保障など22項目の、2008年にはネパールを連邦民主共和国へ再構築、あらゆる差別の撤廃、全国民の平等、自由、公正の保障、マデシなど社会的マイノリティ集団の公的機関での比例的包摂、統一マデシ戦線の抗議行動停止など8項目の協定を結びました。しかしながら、2015年憲法ではこれらの合意が反映されていないとして、反政府・反憲法行動を起こしたのです。

マデシ問題には、以下のような問題も含まれており、多元的な構成からなるマデシ内で解決方向が簡単に纏まるとは思えず、政権との緊張関係は今後長く続くと思われます。

- a) ネパール国内の植民地的存在：人種的差別、奴隷的存在
- b) 小作人化：市民権がないマデシの土地所有権の否認→移住してきた山間部出自の人の所有田畑の小作人化
- c) 基本的人権の侵害：市民権がないため公的機関への就業権や選挙権などの否認
- d) 固有の文化、言語の排除：支配者や山間部からの移住者の文化、言語などの押しつけ

《編集後記》2月、8月は商売が低迷する月とされていますが、本にゆーすも2月はネタが少なく、編集者泣かせの月です。と言うことで、少しまとまったスペースが取れましたのでマデシ問題を記事にしてみました。4ヶ月にわたる憲法改正を巡る論争、その間震災復興は停止。折角の乾季の大半を無為に過ごしてしまいました。本当に腹立たしいです。どこかの国と同じで、いま最優先すべき課題がなんであるか、国民の考えと、政治家の考えにかい離があるようです。(編集担当：KT)

薄氷に透けてゐる色生きてをり 稲畑 汀子

認定 NPO 法人 いきいきフォーラム草の根支援

〒113-0023 東京都文京区向丘1-7-8 コミュニティ・スペースほのぼの内

TEL/FAX 03-3816-5346 E-Mail f-kusanone@tcn-catv.ne.jp

<http://www1.tcn-catv.ne.jp/ikiki-kusanone>